

会員各位

公益社団法人日本通信販売協会事務局

## 「通信販売広告における食品の表示に関する方針」の策定について

平素は当協会の活動に多大なるご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、食品の通信販売がインターネット通販を中心に拡大するに伴い、消費者の商品選択の機会を確保するため、食品に関する情報提供を行うなどの販売事業者<sup>1</sup>や事業者団体<sup>2</sup>による自主的な取り組みが求められています。これを受け、当協会では、食品の通信販売広告に表示すべき事項等について通信販売業界としての自主的な方針を策定するため、ワーキンググループを設置し検討を重ねてまいりましたが、この度「通信販売広告における食品の表示に関する方針」として完成の運びとなりました。

本方針では、生鮮食品や加工食品等の食品を通信販売の方法により販売する際の広告作成における基本的な考え方を示しております。食品をお取扱いの会員社におかれましては、本方針をご一読のうえ通販広告作成の際にご参照ください。

本方針のポイントは以下の通りです。

- ① 食品の通信販売広告について、食品表示として特別な法律上の定めはありません<sup>3</sup>。本方針は、食品の通信販売広告に関する業界団体の自主的な基準として作成いたしました。
- ② 本方針は、食品の容器包装に関する表示事項を定める食品表示法及び食品表示基準の内容を参考に、消費者ニーズや通販事業としての実現可能性を考慮して作成いたしました。
- ③ 本方針は、事業者として対応可能な範囲で正確な情報提供を行うことにより、消費者ニーズに応えることや食品事故を防止することを目的としています。広告に記載しておくことが望ましい事項についての定めと、記載しておくことが望ましい事項を広告に記載できない場合や記載内容が変更されうる場合の対応方法についての定めが中心となっております。
- ④ 本方針は、会員の皆様の広告作成に際しあくまで指針とすべき考え方を示したものであり、実際の広告内容については会員の皆様の責任において表示いただくようお願い申し上げます。

なお、健康食品や機能性表示食品の販売については、本方針以外にも「サプリメントの取り扱いに関するガイドライン」や「機能性表示食品適正広告自主基準」を遵守いただくようお願い申し上げます。

以上

### ■本件に関するお問合せ先

(公社) 日本通信販売協会事務局 宮崎・万場

TEL: 03-5651-1155

<sup>1</sup> 『食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書』(平成 28 年)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/review\\_meeting\\_005/pdf/foods\\_index\\_26\\_161213\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_005/pdf/foods_index_26_161213_0002.pdf)

23 ページ「事業者は、消費者が購入時に食品の義務表示事項と同等の情報の内容を確認できるような環境を整備することを目標としつつ、…段階的に情報提供の取組を推進し、義務表示事項に係る情報提供を拡大していくことが望ましい。」

<sup>2</sup> 同 24 ページ「情報提供の取組を進めるため、事業者には、本報告書を参考として、業態や業界ごとに、実情に沿った情報提供に取り組むための方針やガイドライン等を自主的に検討・作成することが望まれる。」

<sup>3</sup> 同 1 ページ「通信販売において、食品表示法に基づいて食品の容器包装に表示することが義務となっている事項(以下、「義務表示事項」という。)の情報を、例えば、インターネット販売画面やカタログ紙面で提供することについては、食品表示基準の規制は及ばない。」